

生活保護法等に基づくレセプト縦覧点検業務に関する仕様書

1 委託業務

生活保護法等に基づくレセプト縦覧点検業務

2 点検従事者

診療報酬明細書・調剤報酬明細書の請求内容の点検に関する有資格者とする。

3 実施場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所

4 点検予定件数

約330,000件（年間）

5 業務内容

(1) 本市が指定する期間の診療報酬明細書・調剤報酬明細書（生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）について、請求内容の縦覧点検及び過誤明細書の抽出

ア 診療報酬又は調剤報酬明細書の算定方法、算定点数の誤り又は疑義のあるもの。

イ その他の事項で疑義のあるもの。

(2) 以下の書類への疑義事項の付箋（OCR付箋の記入欄を含む）の記入及び貼付

ア 再審査申出・結果

イ 再審査等請求内訳票

ウ 処方せんによる調剤に係る診療報酬請求についての再審査請求内訳票

※付箋には、受託者が記入したことがわかるよう印をつけること。

(3) 過誤件数・点数・金額の集計

6 特記事項

(1) 受託者は、この契約の履行に係る診療報酬明細書、その他使用する書類等について、破損、紛失等のないよう常に善良なる管理者の注意をもって、必要な措置を講じなければならない。

(2) 受託者は、この作業に係る事務用品は全て準備すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項及び完了期限については、必要に応じて協議するものとする。